

2011年9月4日

衆議院議員 佐々木 隆博 様

自治労上川地方本部
委員長 難波

自治労全道庁上川
委員長 谷口

北教組旭川支部
支部長 島岡光

北教組上川支部
支部長 三村

公務員制度改革関連4法案早期成立および 自治体財政の確保等に係る要請について

日頃、地方行財政の確立と住民福祉の向上・地域活性化のためにご奮闘されていますことに敬意を表します。

公務員労働者の賃金・労働諸条件については、これまで労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度の下で決定されてきたところですが、協約締結権を回復して人勧制度を廃止し、事実上、労使間の交渉において賃金・労働諸条件を決定するという自律的労使関係制度が措置される方向となりました。

国家公務員の取り扱いは公務員制度改革関連4法案として閣議決定され、通常国会へ提出されていますが、地方公務員においても今後同様な内容で法律の整備がされ、国会へ提出される予定となっており、私たちはこれらの法案の早期成立を切に期待します。

また、国家公務員の給与については、東日本大震災の復興財源の確保や民主党政権の公約であつた総人件費2割削減を実現すべく、人事院勧告制度がありながらも労使間での合意を優先し、労働者側にとっては苦渋の選択ではありましたが、例月給与・一時金を含め、平均7.8%の人件費削減を行うとする給与臨時特例法案が通常国会へ提出されています。このような措置は政府の公式見解にもあるように、国家公務員に対する特例的な措置であり、地方公務員に対しては影響を遮断するとしています。

しかし、政府の一部には地方公務員の人件費削減を目論む動きも出てきており、私たちは強い憤りを感じざるを得ません。すでに地方自治体においては、自公政権時代の構造改革路線のなかで一方的に地方交付税を削減され、長きにわたって自治体財政の均衡をはかるために給与の削減をはじめとして血のにじむような努力を続けてきたところであり、これ以上の人件費削減は決して認めることはできません。

今年は、このように人勧制度や賃金確定をめぐっては、極めて異例な取り扱いが行われようとしており、地方自治体においては、国公の給与削減が地方交付税や義務教育国庫負担金への影響のみならず、今後の財政運営への影響を及ぼすとの懸念の声も現実に出てきており、これまで公表されている「地方自治体へ影響はさせない」という政府としての基本姿勢は是非とも遵守される必要があります。

つきましては、地方公務員の諸制度に係る以下の点について、関係方面へ善処されるよう要請します。

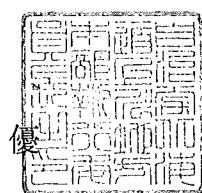
記

- 1 給与臨時特例法案の取り扱いについては、あくまでも国家公務員に対する措置であり、地方自治体に対しては、国に準じた措置は取らないこと。
- 2 現在通常国会で審議されている公務員制度改革関連4法案について、早期に成立するよう対処すること。
- 3 地方自治体においては引き続き厳しい財政事情であることから、今回の国公人件費削減措置によって、今年度以降将来にわたって地方交付税や義務教育国庫負担金等、地方財政計画に影響を及ぼさないようにすること。

2011年9月5日

上川町村会
会長 四方昌夫 様

自治労北海道上川地方本部
執行委員長 難波



公務員制度改革関連四法案早期成立および自治体財政の確保等に係る要請について

日頃、地方行財政の確立と住民福祉の向上・地域活性化のためにご奮闘されていますことに敬意を表します。

公務員労働者の賃金・労働諸条件については、これまで労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度の下で決定されてきたところですが、協約締結権を回復して人勧制度を廃止し、事实上、労使間の交渉において賃金・労働諸条件を決定するという自律的労使関係制度が措置される方向となりました。

国家公務員の取り扱いは公務員制度改革関連4法案として閣議決定され、通常国会へ提出されていますが、地方公務員においても今後同様な内容で法律の整備がされ、国会へ提出される予定となっており、私たちはこれらの法案の早期成立を切に期待します。

また、国家公務員の給与については、東日本大震災の復興財源の確保や民主党政権の公約であった総人件費2割削減を実現すべく、人事院勧告制度がありながらも労使間での合意を優先し、労働者側にとっては苦渋の選択ではありましたが、例月給与・一時金を含め、平均7.8%の人件費削減を行うとする給与臨時特例法案が通常国会へ提出されています。このような措置は政府の公式見解にもあるように、国家公務員に対する特例的な措置であり、地方公務員に対しては影響を遮断するとしています。

しかし、政府の一部には地方公務員の人件費削減を目論む動きも出てきており、私たちは強い憤りを感じざるを得ません。すでに地方自治体においては、自公政権時代の構造改革路線のなかで一方的に地方交付税を削減され、長きにわたって自治体財政の均衡をはかるために給与の削減をはじめとして血のにじむような努力を続けてきたところであり、これ以上の人件費削減は決して認めることはできません。

今年は、このように人勧制度や賃金確定をめぐっては、極めて異例な取り扱いが行われようとしており、地方自治体においては、国公の給与削減が地方交付税や義務教育国庫負担金への影響のみならず、今後の財政運営への影響を及ぼすとの懸念の声も現実に出てきており、これまで公表されている「地方自治体へ影響はさせない」という政府としての基本姿勢は是非とも遵守される必要があります。

つきましては、地方公務員の諸制度に係る以下の点について、関係方面へ善処されるよう要請します。

記

- 1 給与臨時特例法案の取り扱いについては、あくまでも国家公務員に対する措置であり、地方自治体に対しては、国に準じた措置は取らないこと。
- 2 現在通常国会で審議されている公務員制度改革関連4法案について、早期に成立するよう対処すること。
- 3 地方自治体においては引き続き厳しい財政事情であることから、今回の国公人件費削減措置によって、今年度以降将来にわたって地方交付税や義務教育国庫負担金等、地方財政計画に影響を及ぼさないようにすること。

以上